

平成23年9月22日否決

意見書案第7号

平成23年9月22日提出

提出者 松山市議会議員 武井 多佳子

篠崎 英代

梶原 時義

小崎 愛子

宮内 智矢

杉村 千栄

災害廃棄物の処理によって放射性物質を拡散させないことを求める意見書について  
災害廃棄物の処理によって放射性物質を拡散させないことを求める意見書を次のとおり  
提出する。

#### 記

災害廃棄物の処理によって放射性物質を拡散させないことを求める意見書

3月11日に起きた東北地方太平洋沖地震とそれに続く東京電力福島第一発電所事故は、岩手、宮城、福島の3県で約2,500万トンという膨大な木くずや瓦礫などの災害廃棄物の発生をもたらした。その多くは原発事故によって大量に放出された放射性物質の汚染が加わり、処理をより困難にしている。

東北地方太平洋沖地震による災害廃棄物にとどまらず、国内の広範囲にわたって上下水道汚泥などの副次産物や一般廃棄物に至るまで高濃度の放射性物質による汚染が広がるという深刻な事態が明らかとなっている。今後これらを焼却、埋め立て、あるいはリサイクルして環境中に放射性物質を拡散させることが懸念されている。

8月30日に「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」が公布・施行された。また、8月31日には、環境省がこれまで一時保管を要請していた8千ベクレル超から10万ベクレルの焼却灰について、正式に一般廃棄物最終処分場での埋め立て処理を認め、全国の自治体に通知した。

放射性物質を含む災害廃棄物等の処理の問題点はいまだ明らかではなく、将来に禍根を残さないための解決策を見出せていない。ひとたび拡散すれば将来問題が起きたときの対処がより深刻となることが予測される。安全な処理方法や埋蔵場所については、さらなる

研究、検討を重ねた上で、徹底した情報公開を行う必要がある。また、全国各地へ運搬することのリスク、エネルギー面から考えても非現実的な対応と言える。

今後、愛媛県内の自治体において受け入れた場合、農業や地下水への影響が非常に危惧されている。

よって国においては、災害廃棄物の処理を全国に広げることで放射性物質を拡散させないために、下記の取り組みを求めるものである。

#### 記

- 1 処理方法について、科学的な知見を集め、再度検討を行うこと。
- 2 仮置き場に置かれている瓦礫の放射能測定値を公表すること。
- 3 災害廃棄物の処理処分は国が放射能測定を行って管理し、全国への放射性物質の拡散を防ぐこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提出先 衆 議 院 議 長  
参 議 院 議 長  
内 閣 総 理 大 臣  
財 務 大 臣  
国 土 交 通 大 臣  
経 済 産 業 大 臣  
環 境 大 臣